

## 大津市企業局会計年度任用職員募集要項 【職種：一般事務 2 種 ガス計画整備課】

令和 8 年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

1 募集人数 1 人 (週 3 5 時間勤務)

2 募集職種 一般事務 2 種 ガス計画整備課

3 業務内容

ガス計画整備課で行うガス工事関係業務、託送供給管理、ガス工事資格業務及び技術指導等

- (1) ガス外管工事資格講習試験、ガス技術テキスト編集、職員・工事店への技術指導
- (2) 託送供給受入ガス量管理
- (3) 工事現場の巡回点検、施工監理に関する報告
- (4) 私有地を工事等で使用する承諾の取得交渉等、企業局が行う事業に関する土地の調査  
(所有者の調査も含む) 及びこれにかかる業務計画と成果報告

【業務内容の変更範囲】:(なし)

あり ( )

4 募集対象

- (1) 都市ガス業務に関する業務経験が 1 年以上であること
- (2) 普通自動車運転免許 (A T 車可) ※免許取得後 1 年以上経過していること
- (3) パソコン (ワード・エクセル・パワーポイント) の操作が行えること
- (4) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和 8 年 2 月 4 日 (水) から令和 8 年 2 月 18 日 (水) まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を貼付した履歴書
- ③普通自動車運転免許証

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市企業局ガス事業部ガス計画整備課 「会計年度任用職員採用担当者」まで  
電話番号：077-528-2609

## 7 選考日時及び選考会場

令和8年2月19日（木）14時～ 大津市役所新館5階 251A、B及び253会議室

## 8 選考方法

面接試験及び筆記試験（都市ガス事業及び会計年度任用職員に関する知識について）

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

## 9 結果の発表

受験者本人宛に、2月26日頃に、合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 採用後1か月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、 良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所新館4階 ガス計画整備課
勤務地変更の可能性	1 あり → ( ) 2 なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額207,875円～231,774円 ※本市職員としての経験に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.65ヶ月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。

	通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給日：当月 20 日</li> <li>・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。</li> </ul>